

原著論文

## 1960年代における職場スポーツの社会的意義 - 企業社会論の視座から -

笹生 心太

Shinta Sasao: The social significance of company-organized sport in 1960s - From the viewpoint of company-centered society - . Bulletin of Sendai University, 42 (2) : 57-67, March, 2011.

**Abstract:** This paper discusses on the sport enjoyment in 1960s, especially focusing on the company-organized sport. Company-organized sport played an important role in the nation's sport enjoyment in 1960s. Researches on company-organized sport explain company-organized sport functioned to drive workers to work, but they cannot show why the system of company-organized sport had developed only in Japan. Then, this paper tackles this issue from the viewpoint of company-centered society. A series of researches on company-centered society explains that Japan had developed depending on the company-centered policy and the developmental policy. In Japan as a company-centered society, companies had offered some welfares to nations, instead of government. In other words, nations had enjoyed "false welfare" offered by companies. From the viewpoint of company-centered society, company-organized sport meant "false welfare" of sport. However, it had caused dual gap of nation's sport enjoyment: the gap by scale of companies and that by the types of job.

**Key words:** Company-centered policy, Developmental policy, Dual gap of sport enjoyment  
キーワード: 大企業優先政策, 開発主義政策, スポーツ参加の二重の格差

### I. 問題の所在

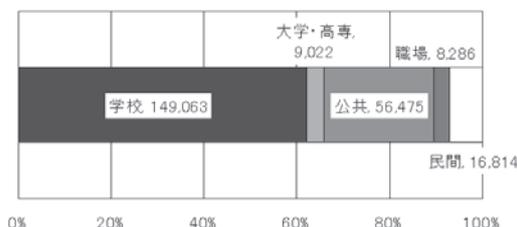


図1. 我が国の体育・スポーツ施設数(2002年)  
出典: 文部科学省「我が国の体育・スポーツ施設」調査より筆者作成

図1は、2002年の我が国における体育・スポーツ施設数である。この表を見ても分かるように、我々がスポーツを行う場というのは、ジョギン

グなどを行う道路などを除くと、大きく分けて学校施設、公共施設、職場施設、民間施設の4つに分けることができると言える。さらに必ずしも万人に開放されているとはいえない学校関連施設を除くと、公共施設が圧倒的なインパクトを有していることが分かる。

1972年の保健体育審議会答申にて、各自治体の人口規模に応じた公共スポーツ施設の設置基準が示されて以降、不況や政治的潮流の変化にさらされつつも、非常に多くの公共施設が建設されることとなった。言うまでもなく、スポーツ施設は安価に誰でも利用できる性質のものであり、各自治体のスポーツ促進政策の物理

的拠点となりうるものである。また、スポーツを行う権利を社会的福祉の一環として捉える立場（内海<sup>18)</sup>など）からすれば、公共スポーツ施設はまさに国民の権利の実現の場となる。また、近年では公共スポーツ施設の採算性の低さから、公共スポーツ施設に対してNPM（New Public Management）を導入する可能性について、さかんに論じられている（間野<sup>13)</sup>など）。このように、公共スポーツ施設を社会福祉の基盤として捉えるか新たなビジネスチャンスの場として捉えるかという主張の違いがあるにせよ、いずれにせよ公共スポーツ施設は、国民のスポーツ参加の中心にあると言えよう。

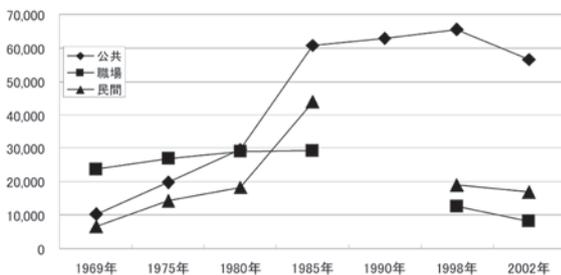


図2. 公共、職場、民間施設数の推移

出典：文部科学省「我が国の体育・スポーツ施設」調査より筆者作成。なお1990年においては、職場施設および民間施設数が調査されていない

以上のように、現代社会に生きる我々のスポーツ活動において公共施設が果たす役割が大きいことは確認できたが、このような公共施設主体のスポーツ体制は、いつから確立されたのだろうか。図2は、1969年以降の我が国における公共施設、職場施設、民間施設の数推移を示したものである。これを見ると、文部省（当時）が我が国におけるスポーツ施設数の集計を始めた1969年の時点では、公共施設は必ずしも多いとは言えず、その代わりに多く建設されていたのが職場施設であったことが分かる。これは、各企業が自前で有していたグラウンドや体育館などのことで、企業内運動会などに用いられたほか、社員の福利厚生を目的として利用されていた。現在でこそ職場スポーツ施設は全体のスポーツ施設の数%に過ぎなくなってしまうものの、我が国におけるスポーツ政策が

整備され始めた1960年代においては、国民のスポーツ活動に対して多大な影響力を有していたと推測できる。この時代の職場施設は、国民のスポーツ活動においてどのような役割を果たしていたのだろうか。これが本稿における問いである。

図2からも明らかのように、現代では、職場施設は国民のスポーツ参加に対してさほど大きなインパクトを有してはいない。公共施設は、学生たちの課外活動という形はもちろん、学校開放制度のもとで地域住民のスポーツ参加に対しても重要な基盤となっている。また民間スポーツ施設は、アクセスの良い立地条件や最新の設備などをもとに、多くの人々を引き付けている。これに対して職場施設は、自企業の労働者に貸し出したり、年に数回企業内運動会を行うなどの形に利用方法が限定されることが多く、広く国民に利用される施設とは言いがたい。しかし、このような職場施設のインパクトの低さはあくまで現代の一時点におけるものにすぎず、歴史的に見ると、職場施設は日本国民のスポーツ参加に対して重要な意義を有していたと言える。すなわち、当時の貧困なスポーツ基盤の上で、国民のスポーツ参加を増大させるうえで不可欠な存在だったのである。本稿は、現代では軽んじられがちな職場というスポーツの場の意義を捉え返すために、特に1960年代という時代に着目し、当時の職場スポーツの果たしてきた意義について考察していきたい。

後述するように、特に1960年代においては、国民がスポーツを享受する場として職場が重要な意義を持っていた。企業側からすれば、職場におけるスポーツ活動は、労働者の労働力の再生産に寄与すると同時に、労働者を職場につなぎとめるための装置としての重要な役割を果たしていた。このような企業の論理に立った背景があるにせよ、公共施設の貧困な整備状況の中で、職場におけるスポーツ活動は国民のスポーツ機会の平準化を促進する役割を果たしてきたと言える。しかし、後にみるように、このような労働者をつなぎとめる手段としての職場スポーツは、それを享受できる層が限定されていた。本稿では、このような格差がなぜ生まれた

のかを、文献研究を通じて考察していく。

以下では、まず職場におけるスポーツの有していた意義について論じたスポーツ社会学領域の先行研究を整理する。その後、企業社会論と呼ばれる先行研究群の知見に学び、職場スポーツの有していた意義について、企業社会論と呼ばれる先行研究群の知見を援用しながら明らかにしていく。

## II. 分析の射程

一口に「職場におけるスポーツ活動」と言っても、その範囲は非常に広い。就業前に行われる集団体操や昼休みに行くバレーボールのような活動、実業団クラブとして競技志向で行われる活動など、そのレベルは様々である。これらの「職場におけるスポーツ活動」は、大きく2種類に分けることができるだろう。1つはいわば“高度化”を志向するもので、特に企業の広告宣伝のために作られたスポーツ団体などがこれに当たる。もう1つはいわば“大衆化”を志向するもので、例えば労働者の福利厚生の一手段としてのスポーツ活動などがこれに当たる。また澤野<sup>16)</sup>は、一口に「企業の論理」に導かれたスポーツと言っても、新聞社や鉄道会社などが販売促進や観衆の輸送といった利益を目指すものと、巨大工場での労務管理問題の解決を目指すものとは明らかに違うと述べている。ここで言う販促・輸送といった論理のスポーツは「見るスポーツ」へとつながるものであり、福利厚生や労務問題といった論理のスポーツは労働者の「するスポーツ」へとつながるものである。

山下<sup>26)</sup>が「特に高度競技力スポーツの生産という機能は、その後経営ナショナリズムや企業広告との関係で企業スポーツそのものとしてとらえられるが、あくまで日本の企業スポーツは労務政策や福利厚生政策の範疇から出発し、基本的にはその枠内での政策であることは踏まえておかねばならない」とするように、職場におけるスポーツは、もともと“大衆化”や「するスポーツ」を志向するものから発達している。そこで本稿は、副次的な“高度化”や「見るス

ポーツ」としてのものではなく、“大衆化”や「するスポーツ」としての職場におけるスポーツについて特に考察していく。

また、以上のような労働者の福利厚生や労務管理といった意味合いでは、「職場レクリエーション」という言葉も多用される。「レクリエーション」とは“Re-creation”，すなわち労働力の再生産を意味する用語であり、まさに本稿が考察しようとする職場におけるスポーツの果たすべき役割をストレートに表現している言葉である。そこで本稿は、職場レクリエーションに関する先行研究も分析の射程に置いた。

なお、山下<sup>25)</sup>なども指摘しているように、「職場におけるスポーツ活動」を指す用語として、「職場体育」「職場スポーツ」「職域スポーツ」「産業体育」「職業体育」「企業スポーツ」など、実に多様な用語が作られてきた。この中でも「企業スポーツ」の語は実業団などの高度スポーツに特化した意味合いで用いられることが多いため、本稿において分析の中心に置く福利厚生や労務管理を目的としたスポーツを「職場スポーツ」と呼び、「企業スポーツ」と区別することとする。しかし、実際には「企業スポーツ」の語がもっともポピュラーであり、この語をもって職場におけるスポーツ全般が語られることも多いため、「企業スポーツ」を分析している先行研究についても考察を加えた。

以下では、まずスポーツ社会学領域における先行研究が職場スポーツをどのように捉えていたのかをまとめ、それらの研究群の意義と限界を提示する。そしてその限界を踏まえううえで、次節では「企業社会論」と呼ばれる先行研究群の成果を踏まえながら、企業社会論の文脈の中で職場スポーツが果たしてきた意義を捉え返す。

## III. スポーツ社会学研究における職場スポーツ

### 1. 先行研究の分析

本稿の意図するような意味での職場スポーツについて深く言及している研究の代表的なものは、草深<sup>9)</sup>、池田<sup>3)</sup>、澤野<sup>15)</sup>、山下<sup>25)</sup>などである。

草深<sup>9)</sup>は、職場スポーツの持つ意義として、労使間対立の緩衝という点に着目している。草深は、1950年代の職場レクリエーション運動を、戦中の厚生運動との連続性の中で見ると、すなわち、産業報国運動の一環であった厚生運動同様、戦後の職場レクリエーション運動は、労働者を独占資本主義というイデオロギーの中に組み込んでいくための運動であった。ただし、「レクリエーション」という言葉が私的・恣意的行為というニュアンスを含むために、こうしたイデオロギーが前面に出なかったのである。このように、イデオロギー的色彩を抑えながら巧みに労働者をスポーツによって懐柔する点で、職場スポーツとは企業による労働者管理の手段として非常に有効であった。ここで草深が強調するのは、あくまでも企業側にとっては労働力の再生産が究極の目的であり、職場スポーツは「搾取材料としての労働力の再生産を損なわない程度において」(草深<sup>10)</sup>)保護されるべきものである点である。このような手段化されたスポーツは、スポーツの自立的発展を阻害するような根本的矛盾をはらんだスポーツの形態であると言える。

池田<sup>3)</sup>は、職場スポーツの法的位置づけやその歴史、現状などについて網羅的に記している。特に、職場スポーツの歴史の中で、1960年代ごろには「若年労働者に対する企業をはなれた外部の特定の思想・宗教団体の文化・体育サークル活動への参加に対する働きかけが強く、労務管理上、余暇対策を最優先せざるをえなかった」(池田<sup>4)</sup>)、「企業が積極的に福利厚生活動に取り組んできたことによって、勤労者およびその家族は、住宅、医療、余暇とそのかなりの部分を企業に依存し、職業訓練をはじめ種々の教育を企業から受け、交際する人も職業関係者が中心という状態であった」(池田<sup>5)</sup>)と、若年労働者の余暇まで含めた全生活時間を企業にコミットするよう促すための装置として、職場スポーツの意義を見出している。また、職場スポーツの持つその他の意義として、労働力の確保・安定、企業との一体感の醸成、労働能率の向上などの点も挙げられている。

澤野<sup>15)</sup>は、上述のように、「企業スポーツ」

は新聞社や鉄道などの販売促進と観衆の輸送を目指すものと、メーカーの巨大工場における労務管理を目指すものとに分けることができるとする。澤野は特に後者について詳しく考察し、日本においては、国家による社会福祉の充実が進まず、その隙間を埋めたのが企業による健康保険や年金、社宅や購買部などであり、スポーツ支援もその一環であったとする。労働者のためのスポーツ施設の建設やスポーツ大会の開催、広告宣伝用のチームの応援などは、「法定外福利厚生」として与えることができ、若者が就職先企業を選択する際の大きな指標になったとする。また、こうした「法定外福利厚生」は、安心して働くことができるという意味で労使対立を緩和し、不況期においても労働者のモラルを維持して創意工夫を促す作用があった。

山下<sup>27)</sup>は、「企業スポーツが、このように高度競技力スポーツと大衆のスポーツの両方にわたって、ここまで重要な役割を果たしている国は稀有であろう。ここに日本のスポーツの構造的性質が存在する」という問題関心から、本稿で言うところの職場スポーツも含めた、企業スポーツ全般について考察している。山下の分析視角は、エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論である。この福祉レジーム論という視角は、「政府、市場、家族という福祉の供給主体がどのように組み合わせられ、それぞれがどのような役割を担って全体で福祉の供給を行っているか、政治、文化、経済などの当該の要素とかわって総体としてその構造を見る」(山下<sup>25)</sup>)という、当該社会の各セクター間の構造に着目した社会構造的なものである。この福祉レジーム論の視角から企業スポーツを眺めると、本来国家の行うべき福利厚生を企業という組織体が代替してきた日本社会においては、企業スポーツに求められる役割は必然的に大きくなるのが分かる。すなわち、各企業は企業ナショナリズムのもとで企業内の強い統合が求められるようになり、本稿で言うところの職場スポーツや、広告宣伝としての企業スポーツの持つ意味合いが非常に強くなった。ところが、1980年代以降、グローバル化が進んで企業のあり方が変化し、企業内の統合の必要性が減退すると、必然的に

企業スポーツの必要性も減退していった。以上のような日本社会の文脈の変化、企業に求められる役割の変化が、企業スポーツの持つインパクトの変化につながったとする。

## 2. 先行研究の意義と限界

以上のような、スポーツ社会学の視点から見た職場スポーツ分析は、我が国における職場スポーツというものの持つ意義について明らかにしている。具体的には、労務対策・労使協調、思想対策、福利厚生、教育訓練、労働者確保、企業一体感の醸成、家族的企業経営のための手段、労働能率の向上のための手段などにまとめることができよう。また山下は、このような職場スポーツの有していた意義が社会構造の変化と共に変容しつつあることを明らかにしている。

本稿が特に注目したいのは、労働者を企業にすぎとめるための“手段”としての職場スポーツの意義である。すなわち、終戦後焼け野原の状態から経済復興を目指さねばならなかった我が国では、企業というものが一種の“準公的機関”とみなされ、本来国家が主導すべき事業を企業が代替してきた。そこにおいては、労働者の生活をすべて企業に捧げさせ、企業の成長のための優秀な歯車とする必要があった。その際、労働者に効率よく労働をさせるため、あるいは優秀な新規労働者を自社に引き込むためには、各企業は福利厚生を充実させる必要があった。そのような福利厚生の一環として、職場スポーツが重要な役割を果たしていたのである。

先行研究は以上のような発見を行ってきたが、同時に分析に限界を抱えている。それは、一言で言えば「なぜ日本という社会においてのみ、職場スポーツが発展・成長しえたのか」という問いに答えられないということである。確かに我が国においては、職場スポーツが企業の成長のための装置として非常に重要な役割を担ってきた。しかし、経済成長は他国においても同様に必要とされるものであり、他の国においても、我が国における職場スポーツのような

仕組みが成長しても不思議はなかったはずだ。だが山下<sup>25)</sup>が、職場スポーツがこれほどまでに大きな役割を有している国は稀有であるとしているように、これほどまでに職場スポーツが大きなインパクトを持つ国は他に存在しない。しかし、他国と同じように経済成長を求めながら、なぜ日本においてのみ職場スポーツという仕組みが確立されたのかについて、先行研究は明らかにできていたとは言い難い。言い換えるなら、先行研究群は、日本という社会を相対化する視点を有しておらず、我が国における職場スポーツの持っていた意義を半ば自明のものとして捉えているのである。

そこで以下では、これらの先行研究が抱える限界を乗り越えるために、一度スポーツの文脈を離れて、日本社会の構造的特質について考察したい。なぜ日本だけが企業を一種の“準公的機関”とみなし、多くの福祉的施策を企業に代替させてきたのか。このような問いを明らかにするためには、戦後日本社会の発展を、他国の政治システムとの比較の中で分析する企業社会論と呼ばれる研究群を参考にする必要があらう。

企業社会論<sup>註1)</sup>とは、戦後日本社会の発展構造を大企業優先政策との関連で分析する研究群である。第二次大戦に敗れた日本は、福祉の充実よりも経済成長に重点を置いた形で戦後社会の復興を行った。その結果、我が国では積極的に企業間競争を促すようなシステムが構築され、そのためには労働者が自社に対する忠誠心を高めるような制度が必要であった。これは一般に「日本的経営」と呼ばれる。そのような、労働者の生活を24時間企業に捧げさせるような「日本的経営」を支える装置の1つが、厚生年金などに代表される企業内福利厚生であった。この企業内福利厚生は、福祉国家費用の貧困を補うという性格を有しており、いわば“擬似福祉”として機能していた。このような日本独特の制度はなぜ成立・発展しえたのか。

表 1. 福祉国家－軍事国家－企業国家の比較

	福祉国家	軍事国家	企業国家
典型	西欧諸国	米国	日本
戦後の最優先課題	大衆の国家体制へのつなぎとめ		
阻害要因	共産主義の台頭	多様な民族	敗戦による貧困
対策	所得の再分配 社会保障の充実	人種の統合 「世界の憲兵」化	経済復興 所得の全階層的底上げ

出典：筆者作成

#### IV. 企業社会論から見た職場スポーツ

##### 1. 企業社会論

企業社会論における研究群は、宮本憲一が類型化した、福祉国家－軍事国家－企業国家の分類を想定している。その概要は、表1のようにまとめることができよう。

戦後の各国は、大衆を国家体制につなぎとめることを最優先課題としていた。第二次大戦の舞台となり荒廃した西欧各国は、社会主義勢力の世界化を防ぎ、労働者階級による衝動を国家内部で吸収するためには、所得の再分配による労働者の体制内統合が最重要課題であった。そのためにこれらの国々は、国家が社会保障や生活関連投資に積極的に介入する福祉国家的成長を志向せざるを得なかった。また米国は第二次大戦の物理的影響をほとんど受けず、社会主義的伝統も有していなかったが、多民族国家であった。そのために多様な人種を統合するためには、「世界の憲兵」として世界的ヘゲモニーを握った成長を志向せざるを得ず、軍事国家とならざるを得なかった。それに対して日本は、民主化＝非軍事化を掲げた日本国憲法のもとで軍事国家としての成長は制限され、また米軍が駐留する中で社会主義化への歯止めがかかり、福祉国家化する必要性に乏しく、第一に経済的復興が志向された。そこで、西欧諸国のように政府が企業の国有化と生活関連投資を重視する福祉国家的政策ではなく、政府が民間設備投資と技術革新を誘導するような行政指導型の経済政策を重視する、企業社会路線を志向した。

福祉国家においては、強い産業別労働組合と労働者党政権が成長の両輪になっている。すなわち、労働者は産業別組合の交渉によって高賃金と企業内の権利を獲得していく一方、そうした産業行動では獲得できない疾病・失業・教

育・高齢化などの福祉分野を労働党政権が補完する。ただし、そこにおいては労働者や消費者、弱小産業を保護するために、企業活動が制限される。

このような福祉国家に対して企業国家においては、上述のような都市労働者に対する大企業優先政策と周縁層に対する開発主義政策が成長の両輪となっていた(渡辺<sup>21)</sup>、渡辺<sup>22)</sup>。国民統合の要は社会全体の経済成長による全階層にわたる所得の底上げであり、大企業においては余暇も含めた労働者の生活全体が企業の枠組みに封じ込められ、労働者は企業間競争に駆り立てられる。そして長期雇用と年功賃金という「日本的経営」システムのもとで、失業や高齢化などの領域も、企業内の論理で処理されるようになる。つまり、福祉国家とは異なり、企業の外側に失業や高齢化といった問題を補うシステムが発達しなかったのである。こうした大企業優先の労働政策は、安定した企業活動を保証する保守系の政党によって実現される。だがそのみでは大企業労働者以外の周縁層の統合が担保できないため、保守政党は農漁村部や都市自営業層などに対して補助金の交付や公共事業誘致などを行い、開発主義的な利益誘導も同時に行なう必要がある。このように企業国家たる日本では、大企業においては企業内での賃金水準の向上と「日本的経営」システムのもとで、同時に周縁層においては開発主義的所得分配を行なうことで、「日本型福祉」国家化が進んでいった。

以上のように、日本が大企業優先政策と開発主義政策を軸として成長を続ける一方、西欧福祉国家は1970年代初頭以降の不況を受けて、1980年代初頭より新自由主義改革を行なった。これは、福祉国家的枠組みの中での階級妥協による安定した大衆統合を翻し、企業競争力を強

化するために、企業の負担軽減と規制の撤廃を行なうというものであった。そうした流れを受け、日本も時間差がありながら、1980年代半ばから、国鉄・電電公社・専売公社の民営化や年金制度改革など、本格的な新自由主義改革を行なった。大企業は、自社にかけられた負担を軽減するために法人税などの改革を求め、また同時に様々な局面での規制緩和を求めた。従来の企業国家化による成長は、大企業の競争力を高めるという点では新自由主義と親和的であったが、1980年代までの成長が米国による軍事費負担に依存していたのに対して、新自由主義改革の時代には冷戦構造が崩壊し、日本も自前の予算による軍事国家化を進める必要性に迫られていた。また、海外進出を望む大企業からも、日本政府が独自の軍隊を保有することで、進出先地域の安全を確保することが求められた。そのため、軍事国家化を伴う新自由主義改革のための財源を確保するために、新たな財源として消費税が導入された。

以上のようなグローバルな規模での新自由主義改革は、欧米においても我が国においても、福祉の切り捨てをもたらし、だが、1950年代から福祉国家を実現させた西欧諸国においては、この時代に築いた基盤が切り捨てられた弱者に対するセーフティネットとして残っていたのに対して、企業国家として成長した我が国ではそれが存在しなかった。また規制緩和は、従来の我が国の成長を支えていた零細企業への利益誘導政治と真っ向から対立するものであり、自民党の支持基盤を揺るがす結果となった。

企業社会論と呼ばれる先行研究群は、以上のような視角から我が国の発展を論じるが、ここにおいて重要な論点は、国民の福祉が国家によって直接的に整備されるのではなく、国家に側面的に支援された大企業が、労働者に対して擬似的に福祉を提供した点である。一般的に福祉とは、国家や政府が直接国民に対して医療の充実や所得の拡大などを実現するものである。しかし企業社会たる我が国では、国家が直接国民に対して福祉を提供するというよりも、国家に支援された企業が、自社労働者に対して福祉を提供していたのである。このような、企業を

媒介とした福祉の間接的な提供を、本稿では“擬似福祉”と呼ぶ。福祉とは本来、社会の構成員に対して平等な利益の分配を行なうことが目的となるが、“擬似福祉”は、それらに享受できない者とできない者の格差を生み出した。すなわち、大企業の労働者は“擬似福祉”を多く享受できた一方、零細企業労働者や自営業者などはそれを享受できなかった。企業社会として発展した我が国では、構造的に福祉格差の芽を内包していたと言える。

## 2. 企業社会論から見た職場スポーツ

企業社会たる我が国においては、余暇の場面においても企業が大きな役割を果たしていた。「企業中心社会として形成されてきた日本社会において、レジャーとスポーツは、体育ないしレクリエーションの枠内でまず正当化されなければならなかった」(山下・清野<sup>24)</sup>)と言われるように、我が国におけるスポーツとは、労働力の再生産や身体訓練といった合理的目的のもとで正当化され、余暇時間にスポーツに参加するということは、そうした効能を獲得するための営みであった。特に職場スポーツは、企業国家的成長の中で重要な意味を持つ活動であった。つまり、企業社会たる我が国では、スポーツに関する福祉国家的施策は進まず公共スポーツ施設の建設も進まなかったが、その代わり企業が福利厚生の一環としてスポーツ施設建設やスポーツ大会の開催を主導し、“擬似福祉”としてスポーツを提供していった。経済的余力のない労働者は、民間のスポーツ施設を利用するよりも、企業の設備を安価に利用することを選択した。そうすることで、一層労働者の企業に対する囲い込みが強化されていった(山下<sup>26)</sup>)。職場スポーツは、大企業が競争力を高めるために必要だった「日本的経営」スタイルの、重要な一部門を占めていたと言える。この時代においてスポーツとは、市場部門や公共部門に任されるものではなく、各職場に任されるものだったのである。このように、福利厚生としてのスポーツは、企業社会化が進む中で正当化されていったと言える。

しかし、1980年代に入って徐々に新自由主

義改革が推進されるようになると、職場スポーツの存在意義は相対的に低下していく。グローバルに展開する大企業においては、局所的に労働者を統合する必要性が疑問に付されるようになり、また同時に企業経営のスリム化が図られる中でスポーツ部門は縮小されていった。1950年代から60年代には各企業にとって喫緊の課題であった労使協調がすでに達成されてしまったため、職場スポーツの必要性は低下してしまった。それに伴い、職場スポーツは「統合」の論理から「費用対効果」の論理に吸収され、自社内にスポーツ施設を所有するよりも費用対効果の良いアウトソーシングに任されるようになった。このような背景から、次第にスポーツは市場に任されるようになり、本格的なスポーツの産業化が促進されるのである。

### 3. 職場スポーツにおける格差

以上のように、企業社会論の視角から見た際、我が国におけるスポーツの位置づけの変化は非常にクリアに理解できる。すなわち、敗戦の貧困状態からスタートした戦後の我が国は、欧州的な福祉国家も、米国的な軍事国家も目指すことができず、経済復興を最優先する企業社会として発展していかざるをえなかった。そして企業社会としての我が国では、企業が福利厚生の一環として労働者にスポーツを提供することこそが「擬似福祉」としての役割を果たしていた。しかしそれも1970年代までのことであり、80年代以降になると、新自由主義改革の流れのもとで、福利厚生としての職場スポーツは衰退していく。それに代わって存在感を増していくのは、市場において提供されるスポーツである。現在でも、社員に対して企業が民間のフィットネスクラブ等の料金を支援する制度があるが、これは福利厚生としての職場スポーツのアウトソーシング化と理解することもできよう。

このように、企業社会論の知見を導入すると、なぜ我が国においてのみ、職場スポーツが発達したのかが明らかとなった。しかし企業社会論の知見は、我々にもう1つ重要な論点を与えてくれる。それは、職場スポーツの享受の格差の問題である。

表2. 事業所の体育施設数の増加

	調査事業所		体育施設のある事業所数			
	1957年	1964年	1957年		1964年	
総数	33,693	82,853	7,840	23.3%	55,576	67.1%
鉱業	1,056	864	342	32.4%	467	54.1%
製造業	20,933	43,102	5,548	26.5%	31,247	72.5%
卸・小売業	4,590	14,986	301	6.6%	9,637	64.4%
金融・保険業	3,326	7,350	1,000	30.1%	6,032	82.0%
不動産業	75	284	9	12.0%	149	52.5%
運輸通信業	3,713	8,529	639	17.2%	4,963	58.2%
建設業	-	7,031	-	-	2,398	34.1%
電機・ガス・水道業	-	701	-	-	683	97.4%
規模別						
500人以上	1,349	2,298	1,030	76.4%	2,224	96.8%
100~499人	7,892	17,989	3,224	40.9%	14,951	83.1%
30~99人	24,452	62,566	3,586	14.7%	38,401	61.4%

出典：草深<sup>11)</sup>を参考に、筆者作成

確かにスポーツ社会学領域の研究群も、当時のスポーツ参加の格差を問題化している。表2は、1957年および1964年時点における、我が国の体育施設を所有している事業所の割合を示したものである。これを見ると、第1に1957年から1964年の間にかけて、企業内厚生施設としてスポーツ施設を所有する企業が飛躍的に増加していることが分かる。そして第2に、事業内容ごとにスポーツ施設を所有している企業の割合に差があり、そして第3に大企業ほどスポーツ施設の所有率が高く、零細企業ほどその割合が低いことが分かる。このように、特定の業種や零細企業の労働者たちは、企業内厚生としてのスポーツを満足に享受できていなかったと言える。このような状況に対して山下<sup>29)</sup>は、「国家のやるべき機能を大企業が代替するという構図が出現していた。この場合大企業従業員以外その恩恵にあずかりえないのであるから、スポーツ享受に関しては、大企業従業員とそのほかの人々の間で著しい階層化が進むことになる」とし、企業の規模によるスポーツ参加の差を指摘している。

しかし、企業社会論の知見を援用すると、さらにもう1つの格差が存在することが明らかとなる。それは、そもそも企業の枠組みに入れない人々に対する格差である。上述のように、戦後日本社会は、大企業優先政策と同時に、自民党による開発主義政策を両輪として発展してきた。開発主義政策は、大企業優先政策の恩恵にあずかれない層、すなわち農漁業従事者や都市自営業層の不満を補うためのものであった。ところがこれを「疑似福祉」としての職場スポーツの文脈に置き換えるとどうなるであろうか。

確かにスポーツ社会学の先行研究群が指摘しているように、大企業労働者は“疑似福祉”として職場スポーツを享受することが可能であったし、格差があるとはいえ、中小企業労働者もこれを享受する機会があった。これは、戦後自民党政治が重視した大企業優先政策の枠内での成果である。ところが自民党政治のもう1つの車輪である開発主義政策は、“疑似福祉”としてのスポーツを提供することがなかった。図2からも明らかなように、当時は公共施設数が圧倒的に不足しており、職場施設以外の施設は非常に少なかった。インフラの整備等の場面では開発主義的な利益誘導の恩恵にあずかっていた農漁業従事者や自営業者たちは、スポーツという場面においては、“疑似福祉”的な恩恵にあずかることができなかつたのである。そのため、必然的にこれらの層や、女性、子どもといった層は、“疑似福祉”としてのスポーツを享受することができなかつた。

以上のように、企業社会論の知見を援用することで、1960年代当時の職場スポーツには、二重の格差が生じていたことが明らかとなった。それは、第1にスポーツ社会学領域の先行研究群が指摘しているように、企業の規模の大小によって職場スポーツの整備に差があるという問題である。そして第2に、日本社会が企業社会として発展するうえでは農漁業従事者や自営業層にも“疑似福祉”を与えることが不可欠であったが、スポーツの文脈ではそれを実現することができなかつたのである。このように、企業規模間格差と、都市間・職業間格差という二重の格差が、当時の職場スポーツの場には存在したのである。

## V. 結語

本稿では、現代社会では軽んじられがちな職場スポーツの意義を捉え返すために、1960年代以降における職場スポーツの有する影響力の大きさと、その裏にある問題について考察してきた。その結果、現代とは大きく異なり、1960年代当時には職場という場が国民のスポーツ参加に大きなインパクトを有していたと同時に、

国民のスポーツ参加に関する格差を生み出していたことを明らかにした。

スポーツ社会学領域の先行研究群は、職場スポーツについて分析を行っている。それによると、職場スポーツとは企業が労働者を自社にとどめ、また労働力を再生産するために非常に有効な手段であった。それは労働者側からすれば一種の“疑似福祉”であり、職場においてスポーツ欲求を充足することが可能であった。スポーツ社会学領域の研究群は以上のような点について明らかにしてきたが、一方で、それではなぜこのような職場スポーツという制度が日本社会においてのみ確立されえたのかという問いに答えることができなかった。

そこで本稿では、企業社会論と呼ばれる研究群の知見に学んだ。それによると、敗戦から復興することが最優先課題であった戦後日本社会は、福祉国家にも軍事国家にもなる必然性がなかった。すなわち我が国は、共産主義思想の脅威にさらされることがなかったために西欧諸国のような福祉国家化する必然性がなく、また同時に人種間統合を行う必要もなかったために米国のような軍事国家化する必然性もなかった。そのような背景から、戦後日本社会は、まず国民の所得の底上げを戦後政治の第一課題とし、大企業優先政策と地方への利益誘導の開発政策を軸とした企業社会として発展していった。スポーツ社会学領域の先行研究群が指摘するような、“疑似福祉”としての職場スポーツの確立は、以上のような背景から誕生したものであった。また、同時に1980年代からの新自由主義的政策の高まりによって職場スポーツの地位が次第に低下していった理由も、企業社会論の知見から理解することができる。

さらに企業社会論の知見は、もう1点の重要な示唆を与えてくれる。すなわちそれは、1960年代当時の国民における、スポーツ参加の二重の格差の問題である。確かにスポーツ社会学領域の先行研究群は、企業の規模の差によって、職場スポーツの享受に格差があることを明らかにしている。しかし企業社会論の知見を援用すると、もう1つの格差が存在することが分かる。すなわちそれは、都市間・職業間格差である。

つまり、従来利益誘導型開発政策によって“疑似福祉”を享受していた農漁業従事者や自営業者は、職場スポーツのレベルにおいては“疑似福祉”の恩恵にあずかることができなかつたのである。

近年では、1960年代という時代を「一億総中流」として見る見方に対して、異論が盛んに出されている。すなわち、確かにこの時代は全国的に生活水準が向上し、全国民が「中流」であるという意識を抱きやすかつた時代であるが、統計資料によって分析しなおしてみると、必ずしも全国民が平等に豊かになつたのではなく、「一億総中流」のキャッチコピーの裏に、貧富の差の拡大を見てとれるというのである。例えば橋本<sup>1)</sup>は、1965年に実施されたSSM調査(社会階層と移動全国調査)の結果をもとに、当時の日本社会の就業構造の特徴を明らかにしようとした。その結果、例えば有業者1人あたりの世帯収入を見ると、資本家階級世帯の124.8万円と被雇用者兼業農家世帯の22.9万円の間に約5.4倍もの格差があることなどを示しながら、当時の日本社会は「多様な就業構造をもち、しかもきわめて大きな格差をはらんだ、互いに異質な世帯諸類型の集積によって成り立っていた」と結論付けた。

1960年代という時代に国民のスポーツ参加に二重の格差が存在したことを示した本研究は、明らかにこのような「反・一億総中流論」研究の中に位置づけることができる。今後は橋本などと同様、量的調査の結果を援用しながら、国民のスポーツ享受の問題をより詳しく考察していく必要がある。

また、企業社会論の知見によって発見することのできた職場スポーツ政策の網の目から外れた層は、スポーツ欲求の充足を市場に任せるほかなかつた。ここにおいて次に重要になってくるのは、企業内福利厚生のかんくりみからはみ出した農漁業従事者や自営業者、女性、子どもなどのスポーツ欲求が、いかにして市場側に回収されたのかという問題である。労働者の余暇時間の増大や1964年の東京五輪開催などの社会的条件により、この時期の国民のスポーツ欲求は飛躍的に高まつたと言われる(石川<sup>6)</sup>など)。

こうして高まつた国民のスポーツ欲求、特に職場スポーツの恩恵にあずかれなかつた層のスポーツ欲求を、スポーツ産業はいかにして取り込み、利潤に変えていったのだろうか。この点は残された課題とし、別稿を期すこととしたい。

## 注 記

注1) 本稿では特に、林<sup>2)</sup>、加藤<sup>7)</sup>、渡辺<sup>19)</sup>、渡辺<sup>20)</sup>、渡辺<sup>21)</sup>、渡辺<sup>22)</sup>、渡辺<sup>23)</sup>などによる企業社会論を参考とした。

## 文 献

- 1) 橋本健二(2010)激変する社会の多様な就業構造. 橋本健二編著 家族と格差の戦後史 一九六〇年代日本のリアリティ. 青弓社:東京, pp.49-77, p.60
- 2) 林大樹(2004)日本企業による労働者意識統合の現段階. 渡辺治編著 変貌する〈企業社会〉日本. 旬報社:東京, pp.233-258
- 3) 池田勝(1984)職場とスポーツ. 浅見俊雄, 宮下充正, 渡辺融編著 現代体育・スポーツ体系第3巻 現代社会とスポーツ. 講談社:東京, pp.109-126
- 4) 前掲載書3), pp.113-114
- 5) 前掲載書3), p.116
- 6) 石川弘義(1979)余暇の戦後史. 東書選書:東京
- 7) 加藤哲郎(1988)ジャパメリカの時代に - 現代日本の社会と国家 -. 花伝社:東京
- 8) 川口晋一(1995)「企業社会」日本のレジャーとスポーツ. D. ジェリーほか編著 スポーツ・レジャー社会学 - オールタナーティヴの現在 -. 道和書院:東京, pp.211-248
- 9) 草深直臣(1977)職場レク・スポーツをめぐる諸問題. 影山健編著 スポーツを考えるシリーズ2 国民スポーツ文化. 大修館書店:東京, pp.229-251
- 10) 前掲載書9), p.245
- 11) 前掲載書9), p.238
- 12) 町村敬志(2004)開発主義の終焉か, 新しい開発主義か - 誰のために「開発」は語られるのか -. 渡辺治編著 変貌する〈企業社会〉日本. 旬報社:東京, pp.117-137
- 13) 間野義之(2007)公共スポーツ施設のマネジメント. 体育施設出版:東京

- 14) 尾崎正峰 (2004) 新自由主義改革と地域スポーツの行方. 渡辺治編著 変貌する〈企業社会〉日本. 旬報社:東京, pp.259-296
- 15) 澤野雅彦 (2005) 企業スポーツの栄光と挫折. 青弓社:東京
- 16) 前掲載書 15), p.137
- 17) 関春南 (1978) 現代日本のスポーツ政策 - その構造と展開 -. 中村敏雄ほか編著 スポーツを考えるシリーズ 4 スポーツ政策. 大修館書店:東京, pp.95-214
- 18) 内海和雄 (2005) 日本のスポーツ・フォー・オール - 未熟な福祉国家のスポーツ政策 -. 不昧堂出版:東京
- 19) 渡辺治 (1988) 現代日本の支配構造分析. 花伝社:東京
- 20) 渡辺治 (1999) 企業社会・日本はどこへ行くのか. 教育史料出版会:東京
- 21) 渡辺治 (2004) 開発主義・企業社会の構造とその再編成. 渡辺治編著 変貌する〈企業社会〉日本. 旬報社:東京, pp.23-114
- 22) 渡辺治 (2004) 政治改革から保守二大政党制へ - 開発主義国家体制の再編とその困難. 渡辺治編著 変貌する〈企業社会〉日本. 旬報社:東京, pp.139-182
- 23) 渡辺治 (2009) 政権交代と民主党政権の行方. 渡辺治, 二宮厚美, 岡田知弘, 後藤道夫 新自由主義か新福祉国家か - 民主党政権下の日本の行方 -. 旬報社:東京, pp.13-158
- 24) 山下高行・清野正義 (1995) イギリス・スポーツ・レジャー社会学と日本の研究 - 本書のめざすもの -. D. ジェリーほか編著 スポーツ・レジャー社会学 - オールタナーティヴの現在 -. 道和本書院:東京, pp.1-34, p.9
- 25) 山下高行 (2009) 企業スポーツと日本のスポーツレジャー. スポーツ社会学研究, 第17巻第2号: pp.16-31
- 26) 前掲載書 25), p.24
- 27) 前掲載書 25), p.19
- 28) 前掲載書 25), p.21
- 29) 前掲載書 25), p.26

( 2010年11月29日受付 )  
( 2011年1月31日受理 )